

令和4年度版

「白老町みんなの基金事業」 申請の手引き



白老町における「協働のまちづくり」を推進するため、団体やグループがもつアイデアやノウハウを生かして、地域の課題解決や活性化に向けた取組に対して補助金を交付します。

この手引きは、本基金をこれまでよりも幅広い町民に周知するとともに、活用しやすくするために作成したものです。

白老町教育委員会

目 次

1ページ

- 白老町みんなの基金事業とは
- 応募する団体の資格・条件
- 補助の対象となる事業

2ページ

- 補助の対象とならない事業
- 補助の対象・対象外となる経費

3ページ

- 補助の対象となる事業期間
- 要望書の提出

4ページ

- 審査にあたって
- 審査基準
- 決定通知

5ページ

- チラシなどの広告物への記載
- 補助金の交付手続き
- 内容の変更又は中止・廃止

6ページ

- 実績報告
- スケジュール

7ページ

- これまでに補助した事業例

8ページ

- 各種書類の記入例

13ページ

- 白老町みんなの基金事業補助金交付要綱

1 白老町みんなの基金事業とは

白老町みんなの基金は、本町の協働のまちづくり活動に自主的かつ積極的に取り組む団体に対し、家庭教育・青少年教育、国際交流、人材育成、イベント及び文化活動育成の事業に要する経費を補助することにより、町民活動の促進を図るために創設されたものです。

2 応募する団体の資格・条件

本補助金の対象となる団体は、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 5人以上で組織していること
- (2) 町内に活動拠点を有すること
- (3) 政治又は宗教を主たる目的にしないこと

3 補助の対象となる事業

本補助金の申請は、一つの補助対象団体につき、同一年度内に1回限りとし、**同一団体が継続して事業を要望する場合、連続して3年まで認めるもの**とします。継続して補助を希望される場合は、一年以上期間を空けて申請することが必要です。

また、**自己資金の計上がない場合は、審査の対象外**となります。

- (1) 主に家庭及び青少年教育活動を行い次に掲げる事業を特定して行う団体

区 分	限度額	補助率
ア 子育て等における家庭教育力の向上を図る事業	5万円	総事業費の 3分の2以内
イ 子どもの実践を踏まえた青少年健全育成活動事業		
ウ その他教育力向上に資する家庭・青少年活動事業		

- (2) 前号以外のまちづくり活動を行う団体等

区 分	限度額	補助率
ア 国際交流事業	50万円	総事業費の 2分の1以内
イ 人材育成事業	15万円	
ウ イベント及び文化活動育成の事業	25万円	

※「(1) 主に家庭及び青少年教育活動を行い次に掲げる事業を特定して行う団体」の規定において事業を行い、補助金の限度額を超える場合においては(2)を適用します。



4 補助の対象とならない事業

- (1) 公益性が認められないもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 団体等の運営経費的なもの
- (4) 単に観光を目的とするもの
- (5) 国際留学を目的とするもの
- (6) 当該年度において実行できないもの
- (7) その他補助金の交付目的に適合しないもの



5 補助の対象・対象外となる経費

(1) 補助の対象となる経費

下表のとおり、事業の実施に必要な経費とします。なお、下記に記載された経費以外の取扱いについては、お問い合わせください。

区 分		補 助 対 象 と な る 経 費
謝礼金		講師及び指導者等への謝礼 ※20万円を超えるときは、審査時に協議する
需用費	消耗品費	チラシの用紙
	燃料費	ガソリン、軽油 ※中型車及び大型車については、1リットルあたり5km。普通車については10km走行で計算する。町の燃料費単価で計算する ※用途や走行距離の証明が必要
	印刷製本費	チラシ、ポスター
旅 費		講師及び指導者等の旅費・宿泊費 ※バス等公共交通機関の最寄りの駅や停留所を基準に算出 ※航空運賃については、割引運賃を上限とする ※宿泊費は、原則実費負担分を補助することとし、道外8,000円、道内6,500円、国外12,000円を上限とする
役務費	通信運搬費	郵便料
	広告料	新聞や広報の広告料
	保険料	参加者に係る保険料
使用料及び賃借料		会場使用料、車輛（バス含む）借上料、高速料金（片道80kmを超える場合のみ）

(2) 補助の対象とならない経費

区 分	補 助 対 象 と な ら な い 経 費	
謝礼金	団体の構成員が講師を勤めた場合の謝礼	
需用費	消耗品費	団体の運営に要する消耗品
	燃料費	用途や走行距離の証明が不明確なもの
	印刷製本費	総会資料、記念誌
	食料費	会議における飲食や交流を目的とした懇親会等に係る経費
旅 費	親睦、交流的な行事に要する旅費、団体の構成員の旅費、事業参加者の交通費 など	
役務費	通信運搬費	団体の事務連絡のための郵便料、電話料 など
	広告料	営利を目的とした広告
	保険料	火災保険、地震保険、車両保険 など
	手数料	振込手数料、代引き手数料
委託料	事業の大半を外部に委ねる委託料	
使用料及び賃借料	団体所有の施設の使用料、高速料金（片道80kmを超えない場合）	
備品購入費	取得価格が原則1万円以上で、事業後も継続して使用できるもの	

※その他、教育長が適当でないと認める経費

6 補助の対象となる事業期間

下記の期間内に実施する事業が対象となります。下記以外の実施は、全て補助対象外となります。

令和4(2022)年6月1日(水)～令和5(2023)年1月31日(火)

7 要望書の提出

補助金の申請に関わる要望書の提出にあたっては、白老町コミュニティセンターに備え付け、または町のホームページからダウンロードした申請書類に必要事項を記入して、期日までに書類を持参してください。

(1) 提出日時

令和4(2022)年4月1日(金)～4月15日(金)

(2) 提出書類

- | | |
|------------------|--------------|
| ①補助金交付要望書（様式第1号） | ⑤団体の規約（任意様式） |
| ②事業計画書（様式第2号） | ⑥団体の名簿（任意様式） |
| ③収支予算書（様式第3号） | |
| ④団体の概要（様式第4号） | |

(3) ご提出・お問合せ先

白老町教育委員会生涯学習課
 〒059-0906 白老町本町1-1-1（白老コミセン内）
 ☎（0144）85-2020

8 審査にあたって

審査基準にもとづき、「ヒアリング」と「書類審査」によって社会教育委員会において審査したのち、白老町教育委員会教育長が、採択の可否を決定します。

「ヒアリング」は、団体代表者が、事務局職員（白老町社会教育委員が参加の場合もある）に対して、事業の目的や内容等をアピールする機会です。なお、事業内容に対して質問される場合がありますので、事業実施に関する根拠資料等の持参もお願いします。

(1) 実施日時

令和4（2022）年4月1日～4月15日

(2) 実施場所

白老町コミュニティセンター

(3) 実施方法

- 要望書をご提出いただく際、各団体5分程度で事業概要を説明する「ヒアリング」を行います。
- ヒアリングの内容をもとに、白老町社会教育委員会において、採択可否を決定する「書類審査」を行います。

9 審査基準

採択に当たって、下記の項目で事業内容が適切か審査を行います。審査基準を満たさない場合や、応募団体数が多く、補助金の予算枠をこえる応募があった場合には、採択されないことがあります。

項目	内容
新規性	・企画内容が新鮮で、創意工夫されているか ・自主性をもった企画・運営となっているか
公益性	・まちづくりにとって効果的で、公益性が高い内容になっているか ・事業参加の機会が広く住民に与えられ、成果が地域に広く還元されるものになっているか
必要性	・地域の課題解決、住民のニーズに合致したものであるか ・事業予算に合理性があり、費用にあった効果が得られるものか
実現性	・実施目標、企画内容、運営体制が十分で実現性が高いものであるか ・資金調達の規模や実施時期に無理はないか
発展性	・一過性ではなく、持続的発展が期待できるものであるか ・取組の成果が望め、今後の事業展開につながるものであるか

10 決定通知

審査結果を受けて補助金の交付を決定し、後日、「内定通知書（様式第5号）」により、結果を通知します。

1 1 チラシなどの広告物への記載

補助金交付の対象となった事業については、チラシ・ポスター等の広告物に「令和4年度白老町みんなの基金事業」と必ず記載してください。

1 2 補助金の交付手続き

(1) 補助金の交付にあたって

補助金の交付が決定した団体は、**事業着手7日前までに、「交付申請書(様式第6号)」を提出**してください。書類の精査後に、補助金の交付決定を文書で通知します。**交付にあたって、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付する場合があります。**

補助金は、基本的に実績報告後に確定して支払いますが、事業の性質上、前払い（概算払い）を希望する場合、「補助金概算払申請書（様式第10号）」を提出してください。

(2) 補助金の返還を求められる場合

当該事業の執行にあたり、法令等の定めによるほか、白老町みんなの基金事業補助金交付要綱（平成16年教委訓令第1号）に従わない場合には交付決定が取り消され、**補助金の返還を求める場合**があります。

1 3 内容の変更又は中止・廃止

補助金の交付が決定した団体が、事業内容等を変更しようとする場合や、事業の執行を中止もしくは廃止する場合には、白老町教育委員会教育長の承認を受けなくてはなりません。その場合には、速やかに事務局にご連絡ください。

次の場合を除いて、必ず「変更承認申請書（様式第8号）」を提出いただきます。

- ①補助対象経費が60万円未満である事業に係る変更
- ②補助対象経費が60万円以上の事業で、その補助対象経費の20%未満又は30万円未満の変更
- ③補助対象経費の費目間における30万円未満の変更



14 実績報告

事業完了後、30日以内に下記の必要書類等を提出していただきます。

- (1) 完了報告書 (様式第12号)
- (2) 事業成果報告書 (様式第13号)
- (3) 収支決算書 (様式第14号)
- (4) 領収書
- (5) チラシなどの広告物
- (6) 事業の様子が分かる写真 (10枚以上、パソコンデータでも可)、新聞記事

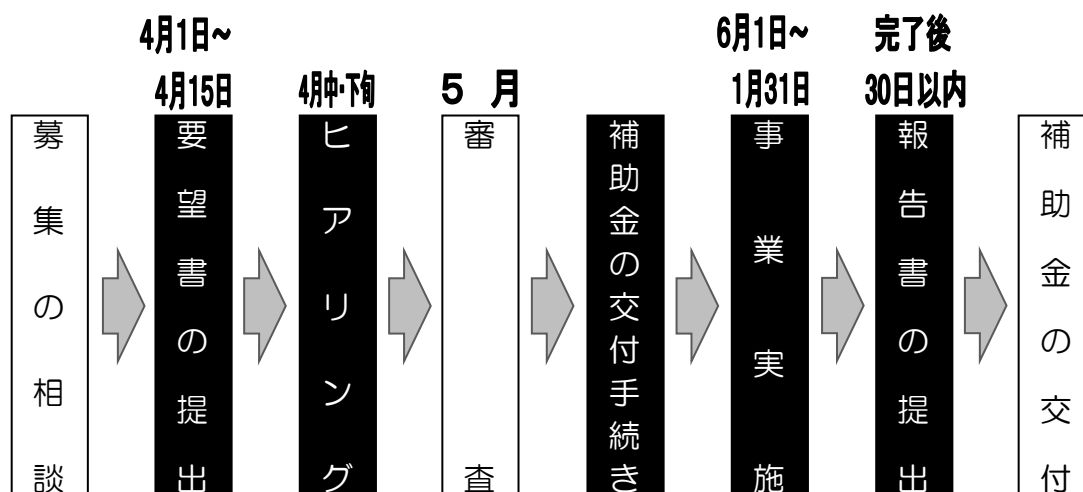
※会計帳簿及び関係書類の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように書類をそろえ、整理しておいてください。

上記書類を事務局で精査した後に補助金額を確定し、交付することとなります。

注意点としては、**採択された事業であっても、その事業予算が保障されるものではなく、計画と実績に相違がある場合や事業費の中に補助対象と認められない経費が含まれている場合には、採択された事業予算よりも低い金額で補助金が交付される場合があります。**

一方、事業内容が予定よりも拡大した場合であっても、補助金が増額されることはありません。

15 スケジュール



本基金の活用方法や申請書類の記載方法などで不明な点がある場合には、遠慮なくお問い合わせください。



16 これまでに補助した事業例

(1) 「アイヌ文様刺繍によるみんなの心をつなぐ巨大パッチワーク制作講座企画展」

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年の国立アイヌ民族博物館及び民族共生象徴空間の誕生に向けて、アイヌ文様刺繍を通して、町民のおもてなしの心を醸成する。 ・アイヌ文様刺繍の体験、パッチワークの展示により、アイヌ文化の普及拡大の一端を担う。 ・海外の文化と交流し、グローバルな文化のつながりを持つ。
日時	平成30年6月8日～平成31年2月28日
場所	総合保健福祉センター、町内各公民館、海の別邸ふるかわ、苫小牧信用金庫白老支店、大通ビッセほか
参加者	パッチワーク制作講座（8回実施） 会員265名（延べ）、一般参加者78名（延べ）
内容	アイヌ文様刺繍講座、企画展示
成果等	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者一人ひとりの心を一針ずつつなぎ合わせた多文化共生の象徴として、ウポポイ開設に向けた機運を醸成することができた。 ・町民誰もが参加でき、アイヌ文化を身近に感じられる体験として多数の問い合わせが寄せられている。

(2) 「親子で体験教室」

目的	体験教室でのふれあいを通して、親と子の絆を深め、参加者同士のネットワークを広げる。
日時	令和元年5月16日～令和2年1月31日
場所	総合保健福祉センター 他
参加者	ヨガ・茶道 大人91名、子ども87名（延べ）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨガ体験教室（令和元年5月～令和2年1月 計9回） ・茶道体験教室（令和元年10月、令和2年1月 計2回）
成果等	親と子のふれあいや参加者間の交流が深められ、子育て世代のネットワークを構築する事ができた。ヨガ、茶道共に新しい参加者が多くみられ、自分達の活動やみんなの基金を知ってもらうことができた。

17 各種書類の記入例

(1) 様式第1号（補助金交付要望書）の記入例

白老町教育委員会 教育長 様	令和 4 年 4 月 1 日									
住所 白老町本町1-1-1 申請者 団体名 白老ウポポイクラブ 代表者氏名 白 老 太 郎 印 (連絡先 Tel 0144-12-3456)										
白老町みんなの基金事業補助金交付要望書										
(事業名) ウポポイ！スポーツフェスティバル2021										
区分	<input type="checkbox"/> 家庭及び青少年教育活動を行う団体 <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり活動を行う団体等									
上記の事業を行いたいので、補助金の交付を次のとおり要望します。										
記										
1 事業等の着手及び完了の予定期日 自 令和 4 年 7 月 1 日 (※領収書は着手日以降の日付であること) 至 令和 5 年 8 月 31 日 (※事業の決算等が終了する日にすること)										
2 補助対象経費及び補助金交付要望額										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%; padding: 5px;">事業等に要する経費</td> <td style="width: 35%; text-align: center; padding: 5px;">250,000</td> <td style="width: 30%; text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">補助対象経費</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">200,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">補助金要望額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> </table>		事業等に要する経費	250,000	円	補助対象経費	200,000	円	補助金要望額	100,000	円
事業等に要する経費	250,000	円								
補助対象経費	200,000	円								
補助金要望額	100,000	円								
3 添付書類 (1) 事業計画書 (様式第2号) (2) 収支予算書 (様式第3号) (3) 団体等の概要 (様式第4号) (4) その他必要とする書類										

(2) 様式第2号(事業計画書)の記入例

事業計画書

事業名	(白老町みんなの基金事業補助金) しらおいスポーツフェスティバル2022
実施年月日	令和4年7月30日(土)～令和4年7月31日(日)
実施場所	白老町総合体育館
参加対象範囲及び参加(予定)人数	町内の小・中学生、その保護者 100名
事業等の目的・内容	目的 (1)町内の小・中学生を対象としたスポーツ教室の開催を通して、白老町の子供たちやその保護者に、運動やスポーツの楽しさや重要性を実感させる。 (2)スポーツを通して、子供を健やかに育む、地域のつながりを強める。 内容 (1)ニュースポーツ大会の開催 (2)コーディネーショントレーニング教室 (3)「しらおい元気まち体操」の体験 (4)保護者向けの講話(スポーツの重要性)
事業等実施による効果	(1)白老町の子供たちが、運動やスポーツの楽しさを実感することができる。 (2)その保護者にスポーツを子育てに取り入れることの重要性を理解させることができる。 (3)フェスティバルの運営を通して、各少年団等のつながりを強めることができる。
備考	講師は札幌市近郊で、コーディネーショントレーニングの普及活動に取り組む大学関係者を想定している

(3) 様式第3号 (収支予算書) の記入例

収支予算書

収入の部

区 分	金 額	具 体 的 内 容
みんなの基金補助金	100,000円	
自 己 資 金	150,000円	
合 計	250,000円	

支出の部

区 分	金 額	具 体 的 内 容
謝 礼 金	110,000	講師謝礼55,000円×2名 (旅費含む)
消 耗 品 費	15,000	用紙、ラインテープ
印 刷 製 本 費	25,000	チラシ作成
食 料 費	35,000	飲料110円×100名、弁当800円×30個 ※補助対象外経費
広 告 料	20,000	新聞掲載
保 険 料	26,000	スポーツ保険200円×130名
委 託 料	0	
使 用 料 ・ 賃 借 料	4,000	体育館使用料金
備 品 購 入 費	15,000	カラーコーンセット ※補助対象外経費
合 計	250,000	

(4) 様式第4号(団体等の概要)の記入例

団体等の概要

団体名	白老ウポポイクラブ
団体の概要	<p>○設立年月日 平成20年4月1日</p> <p>○住所 〒059-0906 白老町本町1-1-1</p> <p>○代表者名 白老太郎</p> <p>○電話番号 0144-12-3456</p> <p>○事務局担当 白老花子(電話 0144-12-3457)</p>
団体の目的	スポーツ教室を継続的に開催して、白老町の子供たちに運動やスポーツの重要性を実感させるとともに運動習慣の定着や生活習慣の改善に資する機会を提供し、青少年の健全育成及び地域貢献に寄与する。
団体の活動実績	<p>(1) スポーツ教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none">・年に4回程度のスポーツ教室や交流会を開催・平成20年度以降 計40回 <p>(2) スポーツの重要性を学ぶ講演会の開催</p> <ul style="list-style-type: none">・平成24・25・26年度 <p>(3) 冬期間の運動不足を解消するイベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none">・平成27・28・29年度 <p>(4) 白老発祥のスポーツを楽しむイベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年度
備考	みんなの基金の申請は、今回初めて

(5) 領収書の記入例

領収書を提出する際は、次の点を必ず確認してください。

- ① 団体名が記入されているか？ **※事業名や個人名は認められません！**
- ② 収支予算書に記載されている区分かどうか？
- ③ 領収書の日時が、事業期間（着手～完了）内となっているか？
- ④ 住所、会社名、代表者名、捺印があるか？

<h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2>	
①	<u>〇〇〇〇会 様</u>
<div style="border: 1px solid black; width: 40%; margin: 0 auto; padding: 5px;">10,000円</div>	
②	<u>但 会場使用料として</u>
③ <u>〇年〇月〇日 上記正に領収いたしました</u>	
④	<u>白老町本町〇丁目〇番〇号</u> <u>会社名 〇〇 代表者〇〇 〇〇 印</u>

平成16年4月1日

教委訓令第1号

改正 平成25年3月11日教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の協働のまちづくり活動に自主的かつ積極的に取り組む町民の団体等に対し、白老町みんなの基金条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する国際交流、人材育成、イベント及び文化活動育成の事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際交流 諸外国との交流、日本文化等の紹介等の事業を行うことをいう。
- (2) 人材育成 指導者の育成のための研修及び講習への派遣事業、並びに地域活動及び地域産業への活性化に関する研修等への派遣事業を行うことをいう。
- (3) イベント及び文化活動 芸術文化の振興に関する事業及びコミュニティ振興を図るイベント、コンサート事業を行うことをいう。

(対象団体)

第3条 この補助金の対象者となる団体及びグループ（以下「団体等」という。）は、次の各号に該当する団体等でなければならない。

- (1) 5人以上で組織していること。
- (2) 町内に活動拠点を有すること。
- (3) 政治又は宗教を主たる目的にしないこと。

(補助金対象事業の決定)

第4条 補助金対象事業は、次の各号に掲げる事項に該当しないもので、事業内容を審査のうえ、白老町社会教育委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て決定するものとする。

- (1) 公益性が認められないもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 団体等の運営経費的なもの
- (4) 単に観光を目的とするもの
- (5) 国際留学を目的とするもの
- (6) 当該年度において実行できないもの
- (7) その他補助金の交付目的に適合しないもの

(補助金対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費は、活動に要する経費のうち原則として、次に定めるところによるものとする。

- (1) 謝礼金
- (2) 需用費
- (3) 旅費
- (4) 役務費

- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料

2 人件費及び事業の執行に直接関係しない個人の利益につながる要素の経費については、補助対象から除外する。

(補助金の区分及び額)

第6条 補助金の額は、第4条及び第5条の規定により決定された事業（以下「事業」という。）において、その事業に必要な経費の額に対し次の各号に掲げる団体等により補助率及び限度額を定めることとする。

(1) 主に家庭及び青少年教育活動を行い次に掲げる事業を特定して行う団体

区分	限度額	補助率
ア 子育て等における家庭教育力の向上を図る事業	5万円	総事業費の3分の2以内
イ 子どもの実践を踏まえた青少年健全育成活動事業		
ウ その他教育力向上に資する家庭・青少年活動事業		

(2) 前号以外のまちづくり活動を行う団体等

区分	限度額	補助率
ア 国際交流事業	50万円	総事業費の2分の1以内
イ 人材育成事業	15万円	
ウ イベント及び文化活動育成の事業	25万円	

(3) 第1号の規定において、当該事業の補助金の額が限度額を超える場合においては第2号を適用する。

2 第1項で定める補助金は、委員会において特に必要があると認めた場合は、上限を超えることができる。ただし、その総額は予算の範囲内とする。

(補助金の交付要望)

第7条 第3条に規定する補助金の交付対象者（以下「団体等」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、申請に先立ち白老町みんなの基金事業補助金交付要望書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、団体等の概要（様式第4号）及びその他教育長が必要と認める書類を指定する期日までに提出しなければならない。

(内定の通知)

第8条 教育長は、前条の規定による交付要望書を受領したときは、その内容を委員会で審査の上、可否を決定し、要望内容を適当と認めるときは補助金の交付を内定し、白老町みんなの基金事業補助金内定通知書（様式第5号）により、団体等に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の内定を受けた団体等は、原則として事業着手7日前までに、白老町みんなの基金事業補助金交付申請書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第10条 教育長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 事業に要する経費の配分及び内容の変更（教育長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、教育長の承認を受けるべきこと。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、教育長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 前項に定めるもののほか、教育長は補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第11条 教育長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、白老町みんなの基金事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請した団体等に通知するものとする。

(補助金の変更)

第12条 補助金の交付の決定を受けた団体等が、事業の内容等を変更しようとするときは、白老町みんなの基金事業補助金変更承認申請書（様式第8号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、変更を承認したときは、白老町みんなの基金事業補助金変更承認決定通知書（様式第9号）により当該申請団体等に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、第16条に定める補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、教育長が活動の遂行上必要があると認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助金の概算払を受けようとする団体等は、白老町みんなの基金事業補助金概算払申請書（様式第10号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の申請に基づき補助金の概算払をすることを決定したときは、白老町みんなの基金事業補助金概算払決定通知書（様式第11号）により、団体等に対しその旨を通知するものとする。

(状況報告等)

第14条 教育長は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めたときは、団体等に対して活動の遂行状況に関し、関係書類の提出を求め、又は現地調査を行い必要な措置を求めることができる。

(実績報告)

第15条 補助金の交付の決定を受けた団体等は、事業完了後30日以内に、白老町みんなの基金事業補助金完了報告書（様式第12号）、事業成果報告書（様式第13号）、収支決算書（様式第14号）及びその他必要とする書類を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 教育長は、前条の完了報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、白老町みんなの基金事業補助金確定通知書（様式第15号）により当該団体等に通知するものとする。

(補助金の決定の取消し)

第17条 教育長は、補助金の交付の決定を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他不正があったとき。

(補助金の返還)

第18条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 教育長は、団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

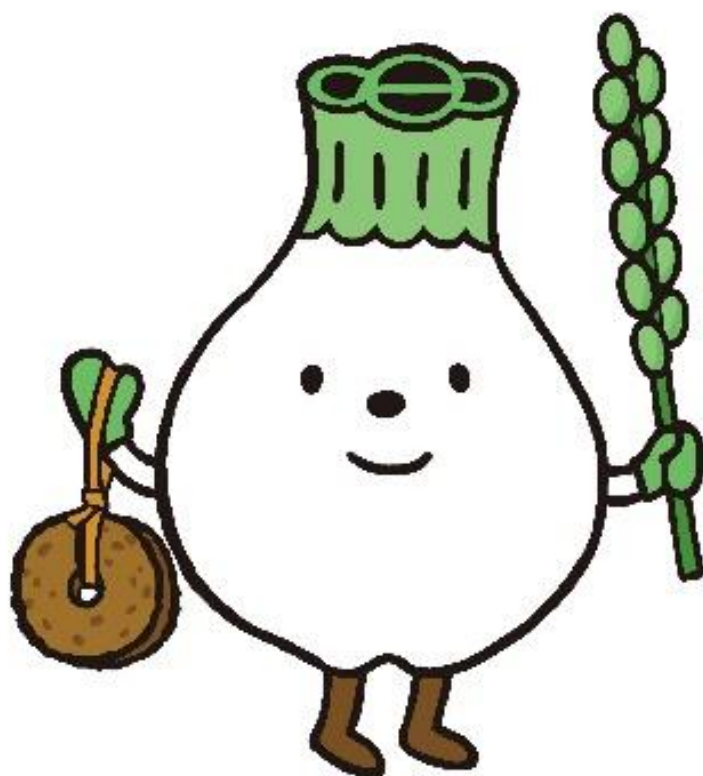
第19条 補助金の交付を受けた団体等は、当該事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 家庭教育・青少年教育地域活動支援事業助成金交付要綱（平成14年教委訓令第2号）は廃止する。

附 則（平成25年3月11日教委訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。



白老町教育委員会 生涯学習課

〒059-0906

白老町本町1-1-1 (白老町コミュニティセンター内)

TEL (0144) 85-2020 FAX (0144) 85-2024

Email shougai@town.shiraoi.hokkaido.jp